

報告第5号

第2次久喜市障がい者計画について

障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づき、第2次久喜市障がい者計画を定めたので、同条第8項の規定により、別冊のとおり報告する。

平成30年5月15日提出

久喜市長 梅 田 修 一